

# 国民年金

## 繰上げ請求は

### 慎重に

老齢基礎年金の支給開始年齢は六十五歳です。しかし、資格期間を満たし、任意加入被保険者や、第二号被保険者でない場合には、本人の希望により六十歳から繰上げて支給を受けることができます。

この場合、次に掲げること  
に注意し、よく考えて請求し  
ましょう。

① 請求時の年齢に応じて一定の割合で減額され、一度繰上げ支給を受けるとその支給率は生涯変わりません。  
② 受給権が発生した後、年金額の増減を望み、請求の取消しを申し出て裁定の取



消し、変更はできません。

③ 受給権が発生すると、寡婦年金の受給権を失います。

④ 受給権が発生した後は、原則として、障害基礎年金を受けられません。

⑤ 厚生年金や共済組合に加入したことがある人は、六十歳から支給される特別支給の老齢厚生（共済）年金が、六十五歳になるまで支給停止になります。

## 年金受給者が死亡した

### ときはすみやかに届け出を

年金を受けている方が死亡されたとき、遺族の方は、「年金受給権者死亡届」に年金証書を添えて、住所地の市町村役場の年金係に提出してください。

この届け出を怠ったり遅れたりすると、死亡された後も年金が支払われ過払いとなってしまう。

年金が過払いとなると、あとで遺族の方に返納していただくことになり負担が生じますので、この届け出はすみやかに行ってください。年金を二つ以上受けていた場合は、それぞれについて届け出が必要で

## 児童手当現況届



児童手当を受けている方は毎年六月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年六月一日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、

### 【現況届けに

#### 必要な添付書類】

☆サラリーマン等の方：年金加入証明書又は申立書

☆平成五年一月一日に住所が

三隅町になかった場合：前

住所地の市区町村長が発

行する前年の児童手当用

所得証明書

☆その他必要に応じて、提出する書類があります。

詳しくは、役場民生課福祉係にお問い合わせください。

## 三隅町役場

### 「出納室」よりお知らせ

町指定金融機関の派出時間の変更によりまして、6月7日(月)から、出納室窓口での現金取扱いを次のようにいたします。どうかご協力をお願いいたします。

#### 記

◎ 1件 10万円以上のお支払いができる  
時間帯

9時～15時（但し、12時～13時の間はできません。）

◎ 1件 10万円未満のお支払いができる  
時間帯

8時30分～17時

尚、現金の受入れは、これまでどおり8時30分から17時15分までです。

六月分以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。